

港湾法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）（抄）

改正案	現行
<p>（港湾計画）</p> <p>第一条の四 法第三条の三第一項の政令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 港湾の効率的な運営に関する事項</p> <p>六 （略）</p>	<p>（港湾計画）</p> <p>第一条の四 法第三条の三第一項の政令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 （略）</p>